

規制の事後評価書

法律又は政令の名称：農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律

規制の名称：農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律に基づく農林地所有権移転等促進事業を行う場合の農地法の手続きの特例

規制の区分：新設 改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課再生可能エネルギー室

評価実施時期：令和5年10月～令和5年12月

1 事前評価時の想定との比較

- ① 課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響の発現の有無

規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響が生じている場合、その影響について記載する。また、規制の事前評価時には想定していなかった影響が発現していないかを確認し、発現の有無及びその内容を記載する。

事前評価時点では、平成24年から始まった固定価格買取制度によって農山漁村における再生可能エネルギーの導入が進み、農林地等の適切な利用調整を図るため、発電設備の整備に必要な土地の確保と農林地の集約化を併せて行うことが求められていたが、現在においても、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響は生じていない。また、事前評価時には想定していなかった影響は発現していない。

令和5年7月にGX推進戦略が閣議決定され、適切な事業規律の確保を前提に、地域共生型の再エネ設備の導入を推進することとしている。

- ② 事前評価時におけるベースラインの検証

規制の事前評価後、大幅な社会経済情勢等の変化による影響があった場合は、これを差し引いた上で、事後評価のためのベースライン（もし当該規制が導入されなかったら、あるいは緩和されなかったらという仮想状況）を設定する。

事前評価時は、当該特例措置を講じなかった場合のベースラインとして、各農地の所有権等を持つ者は権利移動に係る相手方と個別に調整し、手続きを行うことを設定していた。現在もベースラインに変化は生じていない。

③ 必要性の検証

規制の事前評価後に生じた、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響又は想定していなかった影響の発現を踏まえた上で、当該規制の必要性について改めて検証し、記載する。

農山漁村における再生可能エネルギー発電設備の整備に必要な土地の確保と農林地の集約化を併せて行うためには、まとまった土地でも一筆ごとに所有者等が異なることの多い我が国の土地所有・利用実態を踏まえれば、複数の関係者による権利移転の調整が必要となる。このため、農林地等の権利調整が円滑に行われるよう、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律において、市町村が中心となって計画を作成し、複数の地権者に係る農林地等の権利移転を一括して処理する制度として、農林地所有権移転等促進事業に関する規定を設けている。

国の定める基本方針に基づき、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を作成した市町村は、再生可能エネルギー発電設備の整備を行おうとする者から当該整備に関する計画に従って農林地の所有権の移転等を受けたい申し出があった場合等において、農業委員会の決定を経て、所有権移転等促進計画を定めることができる。当該計画を公告することにより、その公告があった所有権移転等促進計画の定めるところによって権利移動の効果が生じること（農地法第3条第1項を適用除外）としている。

規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響は発現しておらず、再生可能エネルギー発電設備の整備に必要な土地の確保と農林地の集約化を併せて行うことの重要性に変わりはない。したがって、現在も、所有権移転等促進計画の公告をすることにより、権利移動の効果が生じることとする必要があることから、当該特例措置は引き続き必要である。

2 費用、効果（便益）及び間接的な影響の把握

④ 「遵守費用」の把握

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められるが、特に「遵守費用」については、金銭価値化した上で把握することが求められる。その上で、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

本措置は農地法に基づく手続きの例外を定めるものであるため、遵守費用は想定されておらず、実際にも発生していない。

⑤ 「行政費用」の把握

行政費用については、定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められる。特に規制緩和については、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和に基づく費用を検証し「行政費用」として記載することが求められる。また、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

本措置は農地法に基づく手続きの例外を定めるものであるため、行政費用は想定されておらず、実際にも発生していない。

⑥ 効果（定量化）の把握

規制の事前評価時に見込んだ効果が発現しているかの観点から事前評価時に設定した指標に基づき効果を可能な限り定量的に把握する。また、事前評価時の効果推計と把握した効果を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

本措置の適用実績は無いことから、効果は発生していない。

⑦ 便益（金銭価値化）の把握

把握された効果について、可能な限り金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。なお、緩和により削減された遵守費用額は便益として把握する必要がある。また、事前評価時の便益推計と把握した便益を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

本措置の適用実績は無いことから、便益は発生していない。

⑧ 「副次的な影響及び波及的な影響」の把握

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。また、規制の事前評価時に意図していなかった負の影響について把握し、記載する。さらに、事前評価時に想定した影響と把握した影響を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響の把握・分析の方法については、公正取引委員会が作成するマニュアルを参照のこと。

※ 規制の事前評価時に意図していなかった負の影響の把握については、ステークホルダーからの情報収集又はパブリックコメントなどの手法を用いることにより幅広く把握することが望まれる。

本措置については適用実績が無いことから、現時点では副次的な影響及び波及的な影響は発生していない。

3 考察

⑨ 把握した費用、効果（便益）及び間接的な影響に基づく妥当性の検証

把握した費用、効果（便益）及び間接的な影響に基づき、規制の新設又は改廃の妥当性について考察を行う。また、考察に基づき、今後の対応について検討し、その結果を記載する。

現時点では、本措置の適用実績はなく、当該特例措置による費用及び効果（便益）はいずれも発生していない。

一方、平成 24 年から始まった固定価格買取制度により、農山漁村における再生可能エネルギー発電設備の整備は促進され、今後も農山漁村の活性化に資する再エネ設備の導入が見込まれるところであり、農山漁村の有する食料供給や国土保全の機能が損なわれることのないよう、農林地等の適切な利用の調整が行われることの必要性に変わりはない。

このため、今後も当該特例措置は活用されることが見込まれるものであり、本措置の見直しは不要である。

なお、毎年行っている、農山漁村再生可能エネルギー法を活用している市町村へのフォロー

アップにおいて、本措置の活用に係る検討内容の把握に努めるとともに、当該特例措置の対象となる農林地所有権移転等促進事業について、計画作成主体である市町村への周知活動を強化する等して、本措置が有効に活用されるよう努めていく。

※ 当該規制に係る規制の事前評価書を添付すること。